

沿岸漁業改善資金について

【制度の仕組み、目的】

沿岸漁業従事者等が、自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式、漁ろうの安全の確保等のための施設等を導入するために必要な資金や、青年漁業者等漁業を担うべき者の育成や経営の開始のために必要な資金について、県（原資：県1/3、国2/3）が無利子で融資を行う。

また、単なる金融措置にとどまるものではなく、沿岸漁業従事者等に対し必要な普及指導を併せ行うことにより、沿岸漁業の経営の改善、生活の改善、青年漁業者等の養成確保等を促進しようとするものであり、水産業普及指導組織等による積極的な普及指導等が行われてはじめてこの制度の目的が達成可能となるものである。

※この制度において、沿岸漁業とは以下の漁業をいう。

- ① 20トン未満の小型の漁船を使用して、または漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- ② 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業
- ③ 水産動植物の養殖の事業

【資金の内容】

- ① 経営等改善資金
近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保のための施設等の導入に必要な資金
- ② 生活改善資金
漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金
- ③ 青年漁業者等養成確保資金
青年漁業者による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の修得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎の形成に必要な資金

※ 各資金ごとに、更に細分して、資金種類、貸付内容、貸付限度額、償還期限及び据置期間が設定されている。

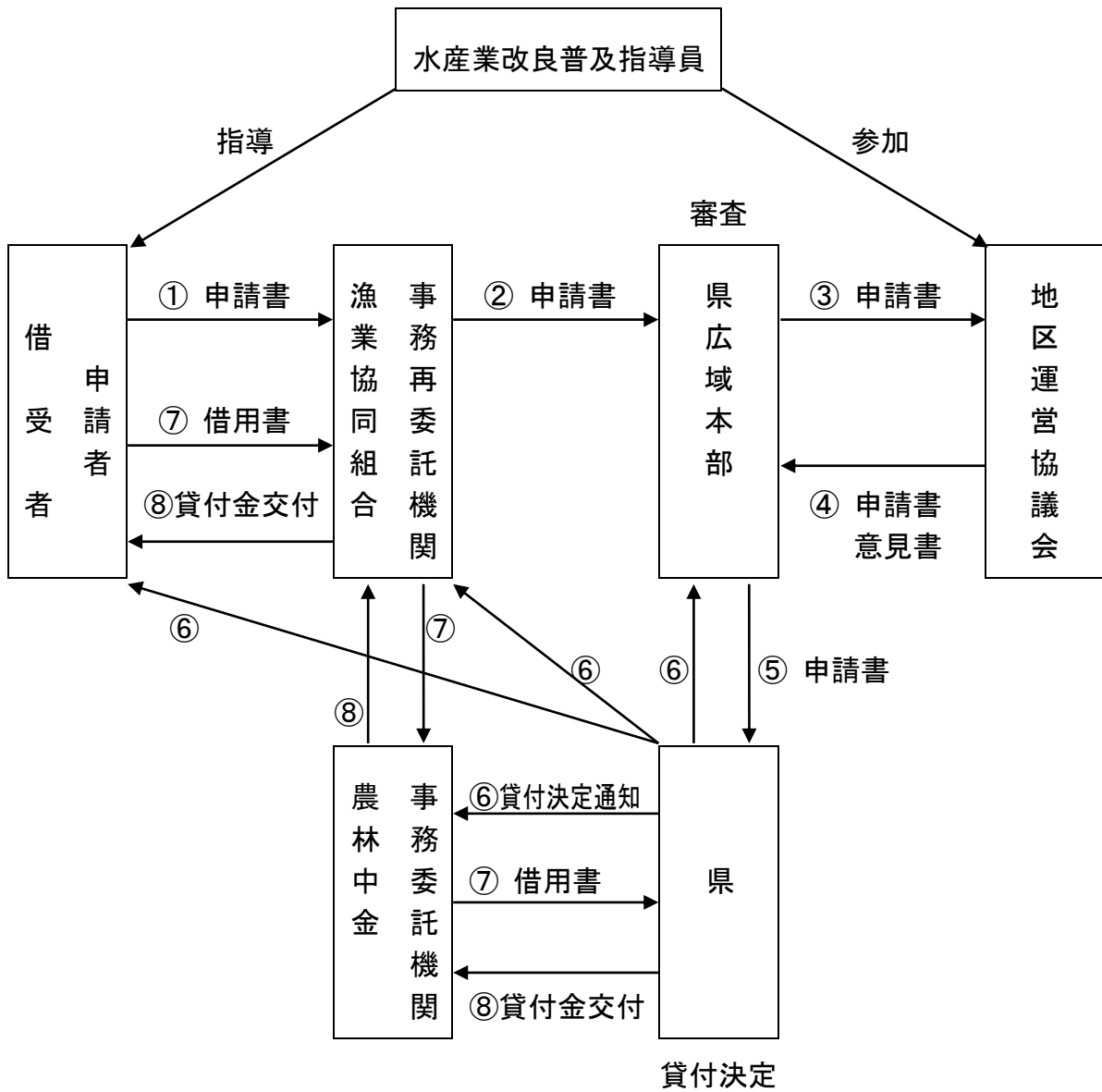
資金の種類（対象事業）	限度額 単位：万円	償還期間 （据置期間）
（１）経営等改善資金 1 操船作業省力化 ①レーダー 180/台 機器等設置資金 ②自動航跡記録装置 120 ③GPS受信機 130 2 漁労作業省力化 ①ラインホーラー等揚縄機 120 機器等設置資金 ②ネットホーラー等揚網機 120 ③カラー魚群探知機 150 3 燃料油消費節減 ①エンジン 2,400 機器等設置資金 ②定速装置 120 ③発光ダイオード式集魚灯 1,300		7年以内 (1年以内)
（２）青年漁業者等養成確保資金 1 研修教育資金 ①国内研修（教材費等） 12ヶ月 180/人 2 高度経営技術 ①パソコン等関連機器 150 習得資金 3 漁業経営開始資金 ①漁船、機器、漁具、 種苗、餌など 5,000		5年以内 (1年以内) 5年以内 10年以内 (3年以内)
（３）生活改善資金 1 生活合理化設備 ①し尿浄化装置 30/件 資金 ②自家用配水施設 10 2 住居利用方式 ①居室等の改造 150 改善資金		3年以内 2年以内 7年以内

- 【貸付対象者】（１）経営等改善資金 : 沿岸漁業従事者、漁業生産組合
 漁協、従業員20人以下の会社
 （２）青年漁業者等養成確保資金 : 青年漁業者（18～40才未満）
 （３）生活改善資金 : 沿岸漁業従事者

【担保等】 連帯保証人（2人以上）の提供

- ※1 物的担保の提供不要
 2 漁業信用基金協会の債務保証不要
 3 公正証書の作成

【借入手続き等】



【その他】

- ① 貸付に当たっては、水産業改良普及指導員の指導が必要です。
- ② 同一内容（同じ種類の機器設置）での貸付は、原則1回限り。
ただし、燃料油の消費節減につながるものの導入については、2回目以降の貸付が可能。
- ③ 貸付時期は年5回（6、7、9、11、2月）で、約1か月前が申請書の提出期限です。
- ④ 償還金が次期貸付の財源となりますので、延滞は厳しく管理します。
(遅延利息の請求：年率12.25%)